

【イギリス】2021年テロ対策及び量刑法の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2021年4月29日、テロ犯罪者の量刑引上げ、重大テロ犯罪者の仮釈放廃止、テロ防止措置強化等を規定する2021年テロ対策及び量刑法が制定された。

1 背景

近年イギリスでは、2017年に合計36名が死亡した一連のテロ事件や2019年11月及び2020年2月にテロ受刑者が仮釈放後に起こしたテロ事件等を契機として、テロ対策を強化する複数の立法がなされてきた¹。2019年12月の女王演説で公表されたテロリズム対策(量刑及び釈放)法案も、そうした流れの中で政府が新会期提出予定法案²として掲げたものであり、テロ対策強化を目的として量刑引上げ等を規定していた。2020年5月20日、同法案の内容をおおむね踏襲する形でテロ対策及び量刑法案が下院に提出され、2021年4月29日に2021年テロ対策及び量刑法(以下「2021年法」)³として制定された。

2 法律の概要

2021年法は、全4部51か条及び13附則から成り、本則は、第1部：テロ犯罪者及び他の犯罪者の量刑(第1条～第26条)、第2部：テロ犯罪者の釈放(第27条～第33条)、第3部：テロの防止及び調査(第34条～第45条)、第4部：一般規定(第46条～第51条)で構成される。同法は、主務大臣が規則で施行日を定める一部の条項を除き、2021年4月29日及び同年6月29日に施行された(第50条)。

(1) 「重大テロ罪」の新設及び量刑引上げ(第1部)

「重大テロ罪(serious terrorism offence)」を新設する(2021年法第2条)。「重大テロ罪」とは、2000年テロリズム法(以下「2000年法」)⁴の3規定(①武器の製造若しくは使用に関する指導又は訓練、②テロ組織の指揮、③海外でのテロの扇動)及び2006年テロリズム法(以下「2006年法」)⁵の5規定(①テロ行為の準備、②テロの訓練、③放射性物質及び関連機器(核兵器、放射性物質拡散装置、人の生命を脅かし得る核物質等)について(i)製造又は所持、(ii)不正使用、(iii)関連する脅迫)の計8規定並びにテロに関わりがあると判断された殺人、誘

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

¹ 2019年2月、テロ関連犯罪の厳罰化等を定めたテロ対策及び国境警備法が制定された。Counter-Terrorism and Border Security Act 2019 c.3. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/3/contents>> 芦田淳「【イギリス】テロ対策及び国境警備法の成立」『外国の立法』No.279-1, 2019.4, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11265426_po_02790107.pdf?contentNo=1> 2020年2月には、テロ犯罪者の仮釈放制度を改める2020年テロ犯罪者(早期仮釈放制限)法が制定された。Terrorist Offenders (Restriction of Early Release) Act 2020 c.3 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/3/contents>> 田村祐子「【イギリス】2020年テロ犯罪者(早期仮釈放制限)法」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, p.36. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11767247_po_02890115.pdf?contentNo=1>

² 瀧澤和子「【イギリス】2019-20年会期の予定法案」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, p.17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480102_po_02830107.pdf?contentNo=1>

³ Counter-Terrorism and Sentencing Act 2021 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/11/contents>>

⁴ Terrorism Act 2000 c.11. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/11/enacted>>

⁵ Terrorism Act 2006 c.11. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/11/enacted>>

拐等を指す(2021年法附則2)。重大テロ罪を犯した場合、「重大テロ刑(serious terrorism sentence)」として、18歳以上21歳未満の者に、14年以上の若年犯罪者施設(Young Offenders Institution)⁶収容命令を発し(同法第4条)、21歳以上の者を14年以上の拘禁刑に処す(同法第5条)。

テロ犯罪に関する3規定(①禁止された組織への所属(2000年法第11条)、②禁止された組織の支持、支援呼びかけ、同組織の支持又は活動促進を目的とすることを知りながら会合の手配・運営を行うこと(同法第12条)、③テロ訓練が行われる場所への参加(2006年法第8条))の罪で起訴され有罪判決を受けた者は、これまで10年以下の拘禁刑、罰金又はその併科に処されていた。2021年法は、上記3規定のテロ犯罪に対する最高刑を、10年から14年に引き上げた(2021年法第26条)。

(2) 重大テロ犯罪者の仮釈放廃止(第2部)

2020年テロ犯罪者(早期仮釈放制限)法は、2003年刑事司法法(以下「2003年法」)⁷に第247A条を新設し、全てのテロ犯罪者の仮釈放について仮釈放委員会(Parole Board)による審査を義務付けた。2021年法は、2003年法第247A条に、新たに第2A項を挿入し、最高刑が無期拘禁刑である犯罪(武器の製造若しくは使用に関する指導又は訓練、テロ組織の指揮等)で加重定期刑(Extended Determinate Sentence)⁸又は重大テロ刑に処されたテロ犯罪者の仮釈放を廃止する(2021年法第27条)。また、従前どおり2003年法第247A条の対象となるテロ犯罪者の仮釈放条件として、新たにポリグラフ検査⁹を義務付ける(同法第32条)。

(3) テロ防止措置の強化(第3部)

2011年テロリズム防止及び調査措置法(以下「2011年法」)¹⁰は、これまで、テロ関連活動について5条件(ある者が関与している蓋然性が高いと主務大臣が判断すること等)を満たす場合に、テロリズム防止及び調査措置(Terrorism Prevention and Investigation Measures: TPIM)¹¹を対象者に発動し、その有効期間を2年と規定していた(2011年法第2条、第3条、第5条)。2021年法は、2011年法を改正し、主務大臣による判断基準を「蓋然性が高い」から「合理的に認める」へと引き下げ¹²(2021年法第34条)、有効期間を最長5年へと延長した(同法第35条)。さらに、夜間の住居滞在要求規定から夜間の文言を削除し(同法第37条)、時間帯に関わらない住居滞在要求を可能としたほか、TPIMの新たな措置として、対象者にポリグラフ検査(同法第38条)及び薬物検査(同法第39条)の受検義務を課す権限を主務大臣に与えた。

⁶ 15歳以上21歳未満の者を収容する、刑務所庁所管又は民営の施設。法務総合研究所「諸外国における位置情報確認制度に関する研究(研究部報告44)」2011, p.96. <<https://www.moj.go.jp/content/000084710.pdf>>

⁷ Criminal Justice Act 2003 c.44. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/44/contents>>

⁸ テロ等の重大犯罪で有罪判決を受けた被告人について、公衆にとって重大な害悪を及ぼす可能性のある場合、裁判所は、被告人の危険性を考慮して刑期を加重できる(2020年量刑法第254条～第257条)。

⁹ 心拍・血圧・呼吸運動等を記録する機器で感情の反応を反映する。いわゆる、うそ発見器。小山貞夫『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.844; 2007年犯罪者管理法第28条～第30条に基づき、性犯罪者の仮釈放時に仮釈放条件遵守を監視する目的で導入された。岡久慶「【イギリス】嘘発見器を使った性犯罪者監視制度の試行」『外国の立法』No.237-2, 2008.11, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000173_po_02370204.pdf?contentNo=1>

¹⁰ Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011 c.23. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/23/contents>>; 岡久慶「イギリスの2011年テロリズム防止及び調査措置法—テロリスト容疑者対策の変遷—」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.47-85. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914661_po_02670004.pdf?contentNo=1>

¹¹ TPIMは、指定された住居への夜間滞在要求、特定の者との交流禁止、事前許可を得ない海外渡航禁止等、テロリズム関連活動への関与の防止又は制限のために必要と判断された要求や制限を課すことができる。同上, p.48.

¹² 判断基準は、3段階(証明難易度の高い方から「蓋然性が高い(on balance of probabilities)」、「合理的に認める(reasonable belief)」、「合理的に疑う(reasonable suspicion)」)に分けられる。岡久 前掲注(10), p.57; House of Lords House of Commons Joint Committee on Human Rights, “Legislative Scrutiny: Terrorist Asset-Freezing etc Bill (Second Report); and other Bills: Fourth Report of Session 2010-11,” 2010.11, pp.5-6. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201011/jtselect/jtrights/53/53.pdf>>